

# 学校で予防すべき感染症一覧

～出席停止について～

お子さまが下記の感染症にかかった場合は、出席停止となり登校できません。

診断を受けた場合は、速やかに学校へご連絡ください。

医師の指示に従い、療養に専念してください。出席停止期間は欠席扱いなりません。

	感染症の種類	出席停止期間の基準 ※以下の基準に基づき、主治医が判断する	治癒証明書	
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MARS）、鳥インフルエンザ	治癒するまで	必要	
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	不要	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快＊した後1日を経過するまで ＊解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること		
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで		
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで		
	風疹	発疹が消失するまで		
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで		
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化するまで		
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで		
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで		
	髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種 その他の感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	医師により感染のおそれがないと認められるまで	必要	
	腸管出血性大腸菌感染症			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	溶連菌感染症	医師により感染のおそれがないと認められるまで	不要	
	ウイルス性肝炎			
	手足口病			
	伝染性紅斑（りんご病）			
	ヘルパンギーナ			
	マイコプラズマ感染症			
	流行性嘔吐下痢症			
	アタマジラミ			
	水いぼ（伝染性軟屬腫）			
	とびひ（伝染性膿痂疹）			
	その他 (公益財団法人日本学校保健会 学校において予防すべき感染症の解説(令和5年度改訂) 参照)			